

策定年月日	平成 18 年 8 月 16 日
変更年月日(第1回)	平成 22 年 6 月 3 日
変更年月日(第2回)	平成 26 年 9 月 26 日
変更年月日(第3回)	令和 3 年 6 月 1 日
変更年月日(第4回)	令和 5 年 9 月 29 日

## 北栄町農業経営基盤強化促進基本構想

令和 5 年 9 月

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	P5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	P6
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	P7
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2	町が主体的に行う取組	
3	関係機関との連携、役割分担の考え方	
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	P8
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P9
1	地域計画推進事業に関する事項	
(1)	協議の場の設置方法	
(2)	地域計画の区域の基準	
(3)	その他地域計画達成に資するための事業に関する事項	
2	利用権設定等促進事業に関する事項	
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
(2)	利用権の設定等の内容	
(3)	開発を伴う場合の措置	
(4)	農用地利用集積計画の策定期間	
(5)	要請及び申出	
(6)	農用地利用集積計画の作成	
(7)	農用地利用集積計画の内容	
(8)	同意	
(9)	公告	
(10)	公告の効果	

(1 1)	利用権の設定等を受けた者の責務	
(1 2)	農業委員会への報告	
(1 3)	紛争の処理	
(1 4)	農用地利用集積計画の取消し等	
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当と認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4	農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
(1)	農作業受委託の促進	
(2)	農業協同組合による農作業受委託のあっせん等	
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関する必要な事項	
(1)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	
(2)	推進体制等	
第6	その他	P21
別表1	利用権の設定後の要件（第5の2の（1）⑥関係）	P23
別表2	利用権の設定の内容（第5の2の（2）関係）	P25
別表3	経営モデル類型（第2関係）	P28

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 北栄町の農業は、北部の日本海に面する砂丘地帯でのらっきょう、長芋、ぶどう、白ネギ、葉たばこ栽培、南部の丘陵地帯に広がる黒ぼく畑には西瓜を中心とする施設野菜、露地野菜、花卉、芝等の栽培、由良川、北条川、横良川沿いを中心とした水田地帯での水稻、西部・南部での酪農、肥育牛の畜産経営、東南部での柿、梨栽培等、地域の自然条件を活かした多様な生産が営まれており、本町の基幹産業として重要な位置を占めている。

また、農村での農業生産活動は、豊かな自然環境や国土の保全となり、地域のやすらぎの場の提供等生活に欠くことのできない公益的機能を担うものとして、益々その重要性が認識されているところである。

しかし、近年、著しく変動する経済情勢や国際化における日本農業の位置付け、消費者ニーズの多様化等、農業を取りまく諸情勢が大きく変化するなか、県下でも農業の盛んな本町においても農業構造は、農業従事者の減少、高齢者の増加、新規就農者の減少等による担い手不足等に直面してきている状況にある。

このような問題に対処し、農業を今後とも本町の基幹産業として振興していくためには、農業が職業として成立つ農業経営の目指すべき方向を明らかにし、その実現に向けて施策を積極的に展開していくことが重要であり、現在も新規就農者の確保に向けて町に専門的な知識をもった就農・営農相談員を配置し、新規就農者や就農予定者の相談に柔軟に対応も行ってきたが、十分な効果が上がっているとは言い難い状況である。そのため、生産部単位等で新規就農希望者の研修体制の構築や新規就農者のサポートを更に充実するなどさまざまな取り組みを行うことで、新規就農者の確保に努めていく。

また、既存の一般農家や担い手農家からの相談内容も従来中心だった農業技術や資金調達や農地確保等だけでなく、販路拡大や雇用の確保、法人化にそれに伴う家族間だけでなく第三者への経営継承など多岐にわたってきており、それらのニーズに対応するために、様々な資格を持った専門家に相談できる「農業経営・就農支援センター」との連携強化を図りながら、将来的に営農が継続・発展できるように、支援やフォローアップ体制を強化していかなければならない。

2 このような現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、北栄町農業で優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり380万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとする。

また、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、就農5年後に達成すべき年間農業所得を概ね8割（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）を目標とし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

さらに、担い手となる農業者や集落営農組織を育成し、農地中間管理機構を活用し農地集積・集団化を進めるためには、地域での話し合いを基本とした「人・農地プラン」の実質化が行われている区域をもとに、地域計画の策定を推進することで、機運の醸成を関係機関とともに図っていくこととする。

- 3 本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある望ましい経営を目指す農業者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町では、町産業振興課、農業委員会、農業協同組合、町内土地改良区、県が構成員である農業指導者連絡協議会の担い手育成専門部会で担い手や農地等の地域の情報を共有した上で、幅広く人と農地の問題解決に向けた作戦協議の場として位置付け、機能の強化を図っていく。その中で、関係機関の綿密な連携の下で規模拡大を志向する担い手への農地の集積・集約化支援、個々の担い手の経営課題の把握と解決策の検討、新規就農者の農地確保等の積極的な支援を行ったり、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来について選択判断により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成を行えるように、営農診断、営農改善方策の指導の充実や農業経営・就農支援センターとの連携強化を図っていく。

また、本町では平坦部の水田農業等土地利用型農業が主である地域では、大区画圃場整備が行われ、集落営農組織が設立されている集落も多いが、そのような組織でも構成員の高齢化が進み、多くが将来展望に不安を抱いており、組織化がされていない水田地帯では今後の担い手の目途がたっていない集落も少なくない状況である。これらの水田を中心とした地域においては、話し合いの充実をキーワードに、地域農業の将来の設計図ともいえる地域計画の策定に取り組むことで、まずは地域において、誰が、どの農地で、どのような営農をするのかを踏まえて、話し合いと合意形成を促進し、担い手の掘り起こしや位置付けを行い、農業委員会や農地中間管理事業を活用して最適な農地の集積を進める等、それらの担い手の成長及び経営発展のための面的な展開を進め、地域の担い手となる経営体の設定および集落営農の組織化・法人化を目指す。

また、本町では砂丘地帯や丘陵地帯の畑地が中心の地域においては、土地改良区域を基本単位として話し合いを進める方針であるが、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定

農業者」という。)及び、同法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体(以下「認定新規就農者」という。)の経営改善に資するように、農業指導者連絡協議会の担い手育成専門部会で構成員間の役割分担を明確化し、事前に話し合いがスムーズに進むように準備をした上で、地域計画の策定を進めながら、具体的な将来の展望を形にしていき認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性の具体的方策を検討する

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することにより、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合や農業改良普及所、園芸試験場と連携し、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、本町農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定締結や農業経営改善計画の共同申請の推進及び集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

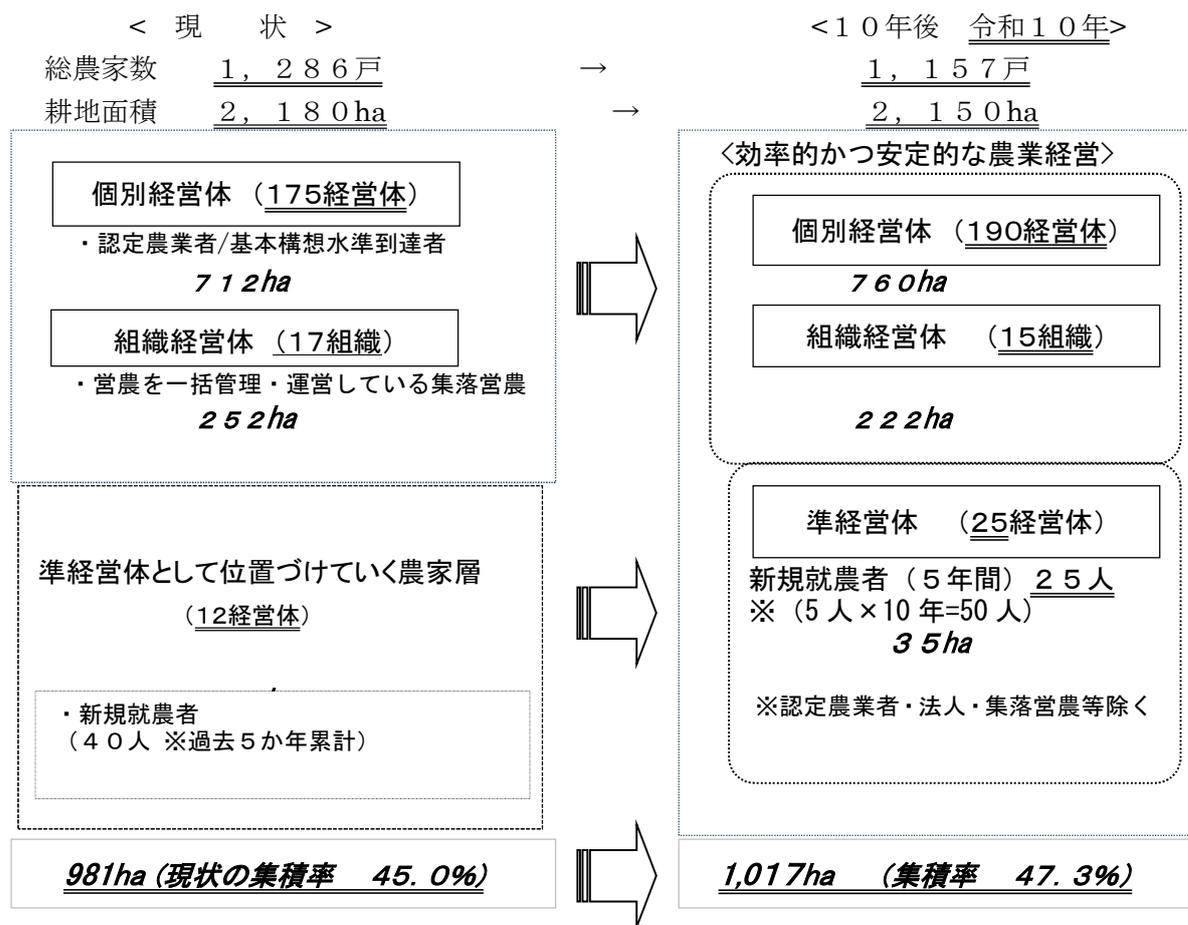
また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、余暇農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 4 本町は、認定農業者の経営状況の自己チェックと結果のフォローアップを本町農業指導者連絡協議会を構成する各団体・機関の関係者の連携の元に強力に推進するとともに農業経営・就農支援センターと連携を取りながら経営改善方策の重点的指導及び研修会等を行う。

## 5 目指すべき農業構造の姿

10年後（令和10年）の本町の農業構造を展望した時、農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産をリードしていくような個別農家や農業法人、地域ぐるみで農業を担う集落営農型組織経営体が育つ一方、高齢化や後継者の不在等により経営規模を縮小、離農する農家も見込まれる中で、効率的かつ安定的な農業経営の育成とそれらが担う農地利用の姿を次のとおり展望し、実現に向けて施策誘導を図っていく。



### [参考]

- 今後の効率的かつ安定的な農業経営の育成に向け、目標の達成状況を進捗管理していくため次のとおり位置づける。

個別経営体	認定農業者(※) + 基本構想水準到達者      ※集落営農法人は除く (根拠: 認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体並びに農用地利用改善団体の実態に関する調査 農林水産省)
組織経営体	集落内の営農を一括管理・運営する集落営農 (根拠: 集落営農実態調査 農林水産省)
準経営体	認定新規就農者 + 人・農地プランに位置づけられた中心経営体 (個別経営体、組織経営体、認定新規就農者との重複を除く)

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体 12 類型、組織経営体 1 類型を設定した。(個々の経営モデルは別表 3 を参照)

### 農業経営モデル類型

(個別経営体：12 類型)

NO	経営類型	作目
1	すいか・施設型	すいか、ホウレンソウ(又は小松菜)、ストック
2	すいか・施設・露地Ⅰ型	すいか、抑制小玉すいか、ブロッコリー
3	すいか・施設・露地Ⅱ型	すいか、ホウレンソウ、抑制中玉トマト、ブロッコリー
4	施設Ⅰ型	ホウレンソウ、ミニトマト
5	施設Ⅱ型	花壇苗
6	長芋(ねばりっこ)・らっきょう型	長芋(ねばりっこ)、らっきょう
7	梨型	梨
8	乳用牛酪農型	乳用牛、育成牛、飼料作物
9	肉用牛肥育型	肉用牛、水稲
10	ぶどう・露地型	ぶどう、らっきょう、白ネギ
11	葉たばこ・露地型	葉たばこ、白ネギ
12	水稲・果樹型	水稲、梨、柿

(組織経営体：1 類型)

No	経営類型	作目
13	稲作大規模型	水稲、大豆、作業受託

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような就農5年後に達成すべき目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について、次のとおり設定した。

※ 個別経営体 9 類型を設定した。(個々の経営モデルは別表 3 を参照)

### 農業経営モデル類型

(個別経営体：9 類型)

NO.	経営類型	作目
1	すいか・施設型	すいか、ホウレンソウ <u>(又は小松菜)</u> 、ストック
2	すいか・施設・露地Ⅰ型	すいか、抑制小玉すいか、ブロッコリー
3	すいか・施設・露地Ⅱ型	すいか、ホウレンソウ、抑制中玉トマト、ブロッコリー
4	施設Ⅰ型	ホウレンソウ、ミニトマト
5	施設Ⅱ型	花壇苗
6	長芋・らっきょう型	長芋(ねばりっこ)、らっきょう
7	梨型	梨
8	ぶどう・露地型	ぶどう、らっきょう、白ネギ
9	水稻・果樹型	水稻、梨、柿

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町では、町独自の就農相談員の設置及びすいか等の主要作物の産地プロジェクトの取り組みによる就農希望者への相談対応を行っています。また、令和3年の長いも選果場、令和4年のすいか選果場の大規模改修に伴い、各農作物の選果精度の向上が計られ、産地としての魅力が上がり、就農希望者の呼び込みに繋げ、農業を担う者の確保に向けた体制を構築してきました。

本町は、これまで構築してきた各取り組みを活用し、特産物の安定的な生産、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する個別経営体や組織経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し、育成していく必要があります。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業協同組合、町の就農営農相談員等と連携して研修・指導や相談対応に取り組みます。

また、水田が中心の地域では、これまでどおり集落営農の組織化により土地利用型農業の担い手の確保を基本とし、現在集落営農組織が設立している地域についても、近隣の集落営農組織との連携を視野に入れた検討を行うなどして、将来的にも水田農業を担っていける組織の育成・確保に取り組みます。

加えて、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等については、町内で安心して就農し定着することができるよう、相談対応・情報提供、親元就農を活用した農業技術や経営方法等の研修の実施・サポートを関係機関と連携して一貫した支援を実施します。

さらに、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者（副業する者）など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修・交流会の実施等の支援を行います。

#### 2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機関等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

さらに、新たに農業経営を始めようとする者等が、本構想に基づく青年等就農

計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

### 3 関係機関との連携、役割分担の考え方

町は、農業委員会、農業協同組合、普及所等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理、推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応等、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施します。

農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介、あっせん等を行います。

農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行います。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェア目標
<u>1, 017 ha</u>	<u>47.3%</u>

○ 効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用集積については農業委員会によるあっせんにより利用調整が行われ、地域の担い手となる経営体への農地利用集積などに取り組み成果をあげ

てきたところである。

しかしながら、第4の1で示す目標を実現するためには、認定農業者や農事組合法人をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営の育成とともに、それら多様な担い手への農地集積が約1,017ha必要となり、従来どおりの推進手法だけでは実現は困難である。

今後は、農地中間管理機構の指定を受けた（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構を担い手の規模拡大や農地集積、分散錯圃の解消による農地の集団化を支える中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にしながら農地中間管理事業を最大限に活用していくものとする。

また、事業推進に当たっては、地域内の分散錯圃を整理し、作物別の団地化を進め、担い手の生産コスト削減を念頭に農地集積と農地利用を図ることが重要となる。

このため、北栄町農業再生協議会を中心に県、町、農業委員会、農業協同組合等の密接な連携し、それぞれの機関が必要な役割を担いながら強力に推進する体制を構築する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な主業的農業経営体を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 水田地帯においては、ほ場区画の大型化による高性能な生産基盤条件の形成を活かすため、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるように利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 丘陵（黒ぼく）地帯及び砂丘地帯においては、施設・機械等の共同作業組織や集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の発生防止・復旧を促進し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とする。特に特定農業法人等

の設立及び活動の活発化を促す。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

また、この地帯は、農作業機械の大型化による農道幅の不足、飛砂による圃場の傾斜化等により作業効率が低下しているため、さらなる効率的な生産基盤条件の確立が必要であることから、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

本町は、特定農業法人（団体）制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人（団体）制度に取り組めるよう指導、助言を行う。以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 地域計画推進事業に関する事項

### (1) 協議の場の設置方法（開催時期・参加者・相談窓口等）

地域計画の協議の場の開催については、自治会等の代表者、農業者、町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知する。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

### (2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われている農用地等の区域については、「人・農地プラン」の実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農用地として維持することが困難な農用地については、農地の保全を図るために、活性化計画の作成の検討を進める。

### (3) その他地域計画達成に資するための事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の作成の途中であっても、その内容に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
- （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。（農業経営基盤強化（イ）促進法第 18 条第 3 項第 2 号イ（農地法第 3 条第 2 項第 1 号の要件に同じ）
- （イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。（農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号ロ（農地法第 3 条第 2 項第 4 号の要件に同じ）
- （ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- （オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借受者が当該借受地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実な場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地

所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第 7 条第 1 号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。（農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 3 号（農地法第 3 条第 3 項の規定による解除条件付き貸借による場合）
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は畜養の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあつて、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われ

る場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別表1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別表2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について（平成24年5月31日付け24経営第564号）様式第7号による開発事業計画書を提出させる。
- ② 本町は①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る権利の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ① 北栄町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
  - ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
  - ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
  - ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会から要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
  - ② 本町は、(5)の②から④の規定による、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
  - ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
  - ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第1条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について北栄町長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### (12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則16条の2）があった場合は、その写しを北栄町農業委員会に提出するものとする。

#### (13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 北栄町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする

る。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が、③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 北栄町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるものとする。北栄町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基

準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（原則として集落）とするものとする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### （３） 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （４） 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善区域の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### （５） 農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第 6 号の認定申請書を北栄町に提出して、農用地利用規程について北栄町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勸奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該

認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めることに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８） 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、本町農業再生協議会と連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

#### ４ 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### （１） 農作業受委託の促進

北栄町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受

委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関する必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、北栄町水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻に大麦・大豆等の土地利用型作物を導入し、農家経営の安定に努める。

イ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 本町は、北栄町農業指導者連絡協議会及び北栄町農業再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力で推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年 8月16日から施行する。
- 2 平成22年 6月 3日 改正
- 3 平成26年 9月26日 改正
- 4 令和 3年 6月 1日 改正
- 5 令和 5年 9月29日 改正

## 別表1 利用権の設定後の要件（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- る。)
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別表2 利用権の設定の内容（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている賃貸料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け経営第1153号農林水産省事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還することに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんに関わらず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき北栄町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③の中の「借賃」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は執行するものとする。</p>

別表3 経営モデル類型（第2関係）

農 業 経 営 モ デ ル 類 型

個別経営

モデル類型 1 すいか・施設型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 1 すいか・施設型)

[モデルの特徴]

黒ぼく畑を対象地域とし、畑地かんがいの施設の効率的利用により、すいかを基幹として施設化を進め、集約型の施設野菜・花き類を導入して品目の多様化、労力分散を図った複合経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
畑 110a	すいか(ハウス)	50a	5,400Kg/10a	3.0 人
	すいか(大型トンネル)	60a	5,100Kg/10a	
	{ ホウレンソウ (又は小松菜) ストック (又は葉ねぎ)	30a	960Kg/10a	
		(30a)	(1,800 kg/10a)	
		20a	28,000 本/10a	
		(50a)	(1,700 kg/10a)	
	延 160a			
生 産 方 式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場	50㎡	(経営管理の方法)		
パイプハウス(6m×50m)	16棟	・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。		
トラクター(25ps)	1台	・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、		
ロータリー(160cm)	1台	世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件		
土壌消毒機	1台	を明確化する。		
ブロードキャスター	1台	(農業従事の態様)		
管理機	1台	・ 休日制の導入。		
普通トラック(1.5t)	1台			
軽トラック	1台			
運搬車	1台			
動噴	1台			
播種機	1台			
灌水装置	一式			
マルチはぎとり機	1台			
シードテープ播種機	1台			

個別経営

モデル類型 2 すいか・施設・露地 I 型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 2 すいか・露地 I 型)

[モデルの特徴]

黒ぼく畑を対象地域とし、畑地かんがいの施設の効率的利用により、土地利用型のトンネルすいかを基幹としながら、経営安定を目的に施設による集約型の施設野菜の導入も行った複合経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
畑 200a	すいか(ハウス)	50a	5,400Kg/10a	3.0 人
	すいか(大型トンネル)	60a	5,100Kg/10a	
	抑制小玉すいか	50a	2,000Kg/10a	
	ブロッコリー	150a	960Kg/10a	
	延 310a			
生 産 方 式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場	50 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法)		
パイプハウス(6m×50m)	16 棟	・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。		
トラクター(25ps)	1 台	・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、		
ロータリー(160cm)	1 台	世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件		
土壌消毒機	1 台	を明確化する。		
ブロードキャスター	1 台	(農業従事の態様)		
管理機	1 台	・ 休日制の導入。		
普通トラック(1.5t)	1 台			
軽トラック	1 台			
運搬車	1 台			
動噴	1 台			
灌水装置	一式			
マルチはぎとり機	1 台			

個別経営

モデル類型 3 すいか・施設・露地Ⅱ型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 3 すいか・施設・露地Ⅱ型)

[モデルの特徴]

黒ぼく畑を対象地域とし、畑地かんがいの施設の効率的利用により、すいかを基幹とした集約型の品目と土地利用型の品目を合わせ、多様な品目の導入による経営安定を図った複合経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
畑 140a	すいか(ハウス)	50a	5,400Kg/10a	3.0 人
	すいか(大型トンネル)	60a	5,100Kg/10a	
	ハウレンソウ (又は小松菜)	20a (20a)	960kg/10a (1,800kg/10a)	
	中玉トマト	15a	2,800Kg/10a	
	ブロッコリー(秋冬)	90a	960kg/10a	
	延 235a			
生 産 方 式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場	50 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法) ・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資本管理を徹底する。 ・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件を明確化する。  (農業従事の態様) ・ 休日制の導入。		
パイプハウス(6m×50m)	16 棟			
トラクター(25ps)	1 台			
ロータリー(160cm)	1 台			
土壤消毒機	1 台			
ブロードキャスター	1 台			
管理機	1 台			
普通トラック(1.5t)	1 台			
軽トラック	1 台			
運搬車	1 台			
動噴	1 台			
播種機	1 台			
灌水装置	一式			
マルチはぎとり機	1 台			

個別経営

モデル類型 4 施設 I 型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 4 施設 I 型)

[モデルの特徴]

黒ぼく畑を対象地域とし、畑地かんがいの施設の効率的利用により、集約型の品目による経営安定を施設野菜、施設花き等の複合経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
畑 54a	ハウレンソウ(年6作)	36a	5,120Kg/10a	3.0 人
	ミニトマト	18a	3,400Kg/10a	
	ハウレンソウ(冬春2作)	18a	1,940Kg/10a	
	延 270a			
生 産 方 式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場	50 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法)		
パイプハウス(6m×50m)	18 棟	・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。		
トラクター(25ps)	1 台	・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、		
ロータリー(160cm)	1 台	世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件		
土壌消毒機	1 台	を明確化する。		
管理機	1 台	・雇用労力を活用する		
軽トラック	1 台	(農業従事の態様)		
運搬車	1 台	・ 休日制の導入。		
動力噴霧機	1 台			
播種機	1 台			
灌水装置	一式			

個別経営

モデル類型 5 施設Ⅱ型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 5 施設Ⅱ型)

[モデルの特徴]

町内全域を対象地域とし、比較的少ない面積で集約的に経営を行える苗物類を周年栽培し、雇用労力を活用した企業的経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
畑 50a	花壇苗(3作)	40a 延 120a		3.0 人
生 産 方 式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場 パイプハウス(6m×50m) トラクター(25ps) ロータリー(160cm) 普通トラック(1.5t) 軽トラック 動噴 背負式動噴 真空播種機 灌水装置	40 m <sup>2</sup> 13 棟 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 一式	(経営管理の方法) ・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。 ・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件を明確化する。 ・雇用労力を活用する (農業従事の態様) ・ 休日制の導入。		

個別経営

モデル類型 6 長芋(ねばりっこ)・らっきょう型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 6 長芋・らっきょう型)

[モデルの特徴]

砂丘畑地域を対象地域とし、砂丘畑の基幹品目である長芋、らっきょうを機械化一貫栽培体系を導入した省力化による大規模経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
畑 120a	長芋(ねばりっこ)	70a	3,200Kg/10a	3.0 人
	らっきょう(共乾)	50a	2,200Kg/10a	
生 産 方 式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場	50 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法)		
トラクター(25ps)	1 台	・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。		
ロータリー(160cm)	1 台			
土壌消毒機	1 台	・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件を明確化する。		
らっきょう定植機	1 台			
らっきょう掘採機	1 台	(農業従事の態様)		
ハンマーモア	1 台			
管理機	1 台	・ 休日制の導入。		
普通トラック(1.5t)	1 台			
軽トラック	1 台			
運搬車	1 台			
動噴	1 台			
長芋深耕機	1 台			
トレンチャー	1 台			

個別経営

モデル類型 7 梨型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 7 梨型)

[モデルの特徴]

町内全域を対象地域とし、耐病性のゴールド二十世紀と無袋栽培の幸水・豊水・新甘泉・秋甘泉を組み合わせて多品種化を進め、労力の分散を図り大規模梨作を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
樹園地 80a	ゴールド	10a	4,500Kg/10a	2.0 人
	おさゴールド	10a	3,000Kg/10a	
	新甘泉	20a	3,500Kg/10a	
	秋甘泉	10a	3,500Kg/10a	
	新興	10a	3,200Kg/10a	
	王秋	20a	4,000Kg/10a	
生産方式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場	50 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法)		
農機具格納庫	40 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。</li> <li>・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件を明確化する。</li> </ul>		
梨棚	80a			
網掛け施設	30a	(農業従事の態様)		
梨木	80a			
トラクター(25ps)	1 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日制の導入。</li> </ul>		
ロータリー(160cm)	1 台			
トレンチャー	1 台			
スピードスプレイヤー	1 台			
普通トラック(1.5t)	1 台			
軽トラック	1 台			
運搬車	1 台			
ロータリーモア	1 台			



個別経営

モデル類型 9 肉用牛肥育型

[モデルの特徴]

町内全域を対象地域とし、肉用牛(交雑種)の肥育経営の専作経営を目標とする。粗飼料生産の基盤は水田(稲わら)を中心に確保する。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
肉用牛 250頭	肉用牛	肉用牛 250頭	育牛出荷頭数 150頭/年	2.0人
水田 1ha	水稻	水稻 1ha	480Kg/10a	
生産方式		経営管理の方法・農業従事の態様		
畜舎	2,625 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法) ・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。 ・ 家族経営協定の締結と共に農業者年金の加入を促進し、経営内における世帯の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 (農業従事の態様) ・ 休日制を導入する。 ・ 飼料用機械の共同利用、共同作業を行う。		
堆肥舎	500 m <sup>2</sup>			
農具舎	200 m <sup>2</sup>			
トラクター(60ps)	1台			
ホイールローダ	1台			
動力散布機	1台			
草刈機	1台			
牛衛器	1台			
軽トラック	1台			
トラック	1台			
自脱型コンバイン	共同			
乗用田植機	共同			
ブロードキャスター	共同			

個別経営

モデル類型 10 ぶどう・露地型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 8 ぶどう・露地型)

[モデルの特徴]

砂丘地を対象地域とし、品種・作型を組み合わせたぶどう、らっきょう、白ねぎの複合経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
樹園地 100a	巨峰	10a	1,500Kg/10a	2.0 人
	デラ	20a	1,500Kg/10a	
	シャインマスカット	20a	1,500Kg/10a	
	ピオーネ	10a	1,500Kg/10a	
	らっきょう(根付き)	10a	1,900Kg/10a	
	白ねぎ	20a	2,600Kg/10a	
畑地 70a		延 110a		
生産方式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場	50 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法)		
ぶどう棚	60a	・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。		
パイプハウス	60a			
灌水施設	1式	・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件を明確化する。		
農用井戸	1基			
管理機	1台	(農業従事の態様)		
軽トラック	1台			
動力運搬車	1台	・ 休日制の導入。		
動力噴霧機	1台			
灌水ポンプ	1基			
ぶどう樹	60a			
トラクター	1 台			
ロータリー	1 台			
管理機	1 台			
皮剥機一式	1 台			
土壌消毒機	1 台			
作条機	1 台			

個別経営

モデル類型 11 葉たばこ・露地型 [モデルの特徴]

砂丘地を対象地域とし、葉たばこを基幹に、露地野菜を組み合わせた複合経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
畑 200a	葉たばこ	150a	270Kg/10a	2.0 人
	白ねぎ秋冬(普通)	30a	2,600Kg/10a	
	白ねぎ秋冬(遅出)	20a	2,800Kg/10a	
	延 200a			
生産方式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場 トラクター ロータリー 動力噴霧機 管理機 土壌消毒機 軽トラック 乾燥機上屋 納屋 自走式成畦被覆機 移植機 高架型作業車 乾燥機 ディスクプラウ マニアスプレッダ 防除装置 わき芽抑制剤散布機 電物リフター 電動圧搾梱包機 シダ播種機 皮剥機一式 パイプハウス	18 m <sup>2</sup> 1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 14 m <sup>2</sup> 90 m <sup>2</sup> 1 台 1 台 90 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法) ・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。 ・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件を明確化する。 ・ 雇用労力を活用する (農業従事の態様) ・ 休日制の導入。		

個別経営

モデル類型 12 水稲・果樹型

(青年等が目標とすべき農業経営モデル類型 9

水稲・果樹型)

[モデルの特徴]

水田と傾斜地のある地域を対象地域とし、水田転換地の樹園地の規模拡大を図り、水稲を加えた果樹・水稲の複合経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
樹園地 110a	ハウス二十世紀	20a	3,000Kg/10a	2.0 人
	ゴールド二十世紀	10a	3,500Kg/10a	
	新甘泉	20a	3,500Kg/10a	
	王秋	10a	4,000Kg/10a	
	西条	20a	1,600Kg/10a	
	輝太郎	20a	2,000Kg/10a	
	富有	10a	2,000Kg/10a	
	水稲	50a	500Kg/10a	
		延 160a		
生産方式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業場	50 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法) ・ パソコンによる複式簿記記帳を実施し、財務管理、資金管理を徹底する。 ・ 家族経営協定を締結と共に農業者年金の加入を促進し、世帯員の役割分担、労働時間、休暇、収益配分等の条件を明確化する。 (農業従事の態様) ・ 休日制の導入。		
パイプハウス	20a			
農機具格納庫	40 m <sup>2</sup>			
梨棚	60a			
揚水ポンプ舎	共同			
貯水槽	共同			
給水パイプ	1台			
トラクター	1台			
ロータリー	1台			
スピードスプレイヤー	共同			
ロータリーモア	1台			
揚水ポンプ	共同			
軽トラック	1台			
動力運搬車	1台			
トレンチャー	共同			
草刈機	1台			
田植機	共同			
動力散布機	1台			
自脱型コンバイン	共同			
ブロードキャスター	共同			
梨樹	60a			
かき樹	50a			

法人・組織経営

モデル類型 13 稲作大規模型

[モデルの特徴]

水田の借地により農地の集積を図り、稲・大豆の田畑輪かん栽培と作業受託を組み合わせ、中型機械の効率的な利用により水田作の規模拡大を図る。

耕地面積 家畜頭羽数	作 目 名	生産規模	目標生産数量	家族労働力
水田 2,300a	水稻 大豆  水稻作業受託	1,500a 800a  300a	500Kg/10a 200Kg/10a	基幹従事者 4 人 (集落営農型)
生 産 方 式		経営管理の方法・農業従事の態様		
作業舎	70 m <sup>2</sup>	(経営管理の方法)		
育苗用パイプハウス	300 m <sup>2</sup>	・ 複式簿記記帳を実施により、財務管理、資金管理を徹底する。		
トラクター (30ps)	1 台	(農業従事の態様)		
ロータリー (180cm)	1 台	・ 水管理等の適切な栽培管理が実施できるよ留意する。		
ブロードキャスター	1 台	(生産方式)		
ドライブハロー (2.6m)	1 台	・ 水稻品種の組み合わせに配慮して、作期分散を図り、作業の集中を避ける。		
播種機	1 台	・ 作業受委託可能な機械施設を整備し、効率的な活用を行う。(乾燥調整は委託)		
灌水装置	1 式			
乗用田植機 (6 条)	1 台			
動力散布機	1 台			
草刈機	2 台			
コンバイン (4 条)	1 台			
大豆播種機 (3 条)	1 台			
ロータリーカルチ (3 条)	1 台			
軽トラック	1 台			
トラック	1 台			
ビークル	1 台			